

# 障害児通所支援の調査指標についての 主な検討事項(案)

## IV 障害児通所支援の調査指標について

1. 障害児通所支援の支給決定は、障害児の心身の状態を把握する上で、現行5領域11項目の調査を行っているが、食事や入浴等の身体介助の必要度（全介助・一部介助）及び行動上の課題のみが把握され、発達支援の必要性の観点は含まれない。

こうしたことを踏まえ、**個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容等を把握することができる新たな調査指標の在り方について、その運用や活用の仕方も含め、どう考えるか。**

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P11）より抜粋

○ 5領域11項目の調査で把握できることは介助の有無、行動障害及び精神症状の頻度であり、給付決定においてどのような発達支援が障害児に必要なかを判定するためには十分とは言えないと考えられる。

児童発達支援・放課後等デイサービスが、発達の只中にある子どもの育ちを支援することに鑑みれば、「児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究」（令和3年度障害者総合福祉推進事業）の結果も踏まえ、介助の有無や行動上の課題のみならず、個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容等について十分に把握することができる指標を新たに設ける方向で検討する必要がある。

その際、子どもの育ちにくさ、学びにくさ、生活のしづらさ等の視点で、より適切に個々の障害児に必要とされる発達支援の領域・必要量等を把握しうる指標に見直すことを検討する必要がある。

○ その新たな指標を基に、子どもの生活全体を捉えた上で、適切な給付決定が行われるよう、給付決定のプロセスの見直しを検討する必要がある。特に、特定プログラム特化型（仮称）の支援に関しては、個々の障害児について、特定領域のみでなく、全体的な発達支援の必要性を十分勘案できるよう、児童発達支援センター・相談支援事業所が適切にアセスメントを行い、複数事業所の併用等のコーディネートを行うことを給付決定のプロセスに組み込む方向で検討する必要がある。

○ 必要な発達支援をコーディネートする上で相談支援事業所の果たす役割は重要であるが、障害児の場合、セルフプラン率（障害児通所支援の申請を行う者が自ら障害児支援利用計画を作成する割合）が依然として高い上に、成長・発達が著しくニーズの変化が大きい児童期であるにも関わらず、モニタリング頻度は「6月に一回」に集中している現状がある。

相談支援事業所の果たす役割の重要性を踏まえ、相談支援を必要とする家庭を必要な相談につなぐとともに、市町村の給付決定において個々の障害児の状況に応じたモニタリング頻度の設定が行われるよう、運用状況の把握を随時行いつつ、運用の徹底を進めることを検討する必要がある。

また、給付決定に関する自治体間の格差が大きい現状を踏まえ、新たな指標を運用していく際には、判断のバラツキが生じにくくなるよう、市町村職員向けのガイドライン等の整備を検討する必要がある。

## Ⅳ. 障害児通所支援の調査指標について

○ 障害児通所支援の支給決定は、障害児の心身の状態を把握する上で、現行5領域11項目の調査を行っているが、食事や入浴等の身体介助の必要度(全介助・一部介助)及び行動上の課題のみが把握され、発達支援の必要性の観点に含まれない。

こうしたことを踏まえ、個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容等を把握することができる新たな調査指標の在り方について、その運用や活用の仕方も含め、どう考えるか。

### (検討の視点の例)

- ・ 令和3年障害者総合福祉推進事業「児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究」において、子どもの全体像を掴む視点として、10領域90項目の調査項目が整理された。そこから、行政担当者による個別サポート加算Ⅰの調査項目案、(未就学期は6領域20項目、学齢期以降は7領域23項目)が整理されているが、これをどのように活用することが考えられるか。
- ・ 新たな指標を導入する場合、調査の在り方を含め、運用や活用の仕方についてどのように考えるか。

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理(令和3年12月16日)(P11)より抜粋

○ 5領域11項目の調査で把握できることは介助の有無、行動障害及び精神症状の頻度であり、給付決定においてどのような発達支援が障害児に必要なかを判定するためには十分とは言えないと考えられる。

児童発達支援・放課後等デイサービスが、発達の只中にある子どもの育ちを支援することに鑑みれば、「児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究」(令和3年度障害者総合福祉推進事業)の結果も踏まえ、介助の有無や行動上の課題のみならず、個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容等について十分に把握することができる指標を新たに設ける方向で検討する必要がある。

その際、子どもの育ちにくさ、学びにくさ、生活のしづらさ等の視点で、より適切に個々の障害児に必要なとされる発達支援の領域・必要量等を把握しうる指標に見直すことを検討する必要がある。

○ その新たな指標を基に、子どもの生活全体を捉えた上で、適切な給付決定が行われるよう、給付決定のプロセスの見直しを検討する必要がある。特に、特定プログラム特化型(仮称)の支援に関しては、個々の障害児について、特定領域のみでなく、全体的な発達支援の必要性を十分勘案できるよう、児童発達支援センター・相談支援事業所が適切にアセスメントを行い、複数事業所の併用等のコーディネートを行うことを給付決定のプロセスに組み込む方向で検討する必要がある。

○ 必要な発達支援をコーディネートする上で相談支援事業所の果たす役割は重要であるが、障害児の場合、セルフプラン率(障害児通所支援の申請を行う者が自ら障害児支援利用計画を作成する割合)が依然として高い上に、成長・発達が著しくニーズの変化が大きい児童期であるにも関わらず、モニタリング頻度は「6月に一回」に集中している現状がある。

相談支援事業所の果たす役割の重要性を踏まえ、相談支援を必要とする家庭に必要な相談につなぐとともに、市町村の給付決定において個々の障害児の状況に応じたモニタリング頻度の設定が行われるよう、運用状況の把握を随時行いつつ、運用の徹底を進めることを検討する必要がある。

また、給付決定に関する自治体間の格差が大きい現状を踏まえ、新たな指標を運用していく際には、判断のバラツキが生じにくくなるよう、市町村職員向けのガイドライン等の整備を検討する必要がある。